

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当日の翌日
が休息日
とさせていただきます)

目次

◇ 告 示

字の区域の新設等
保険医の登録

生活保護法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

豚等の移入の禁止

飼料の試験の結果の概要

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇ 公 告

二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の新設、変更及び廃止は、昭和五十五年十一月一日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する 字の名称	同上の区域（昭和五十五年七月二十九日現在の地番による。）
大字 布袋 字 二友田	赤子田字二反田の全域、赤子田字井後の全域並びに赤子田字北土居一五七の三から一五七の五まで及びこれらと一体をなす国有地
大字 布袋 字 屋敷田	赤子田字屋敷田の全域並びに赤子田字北土居一四九の二、一五〇の四、一五〇の七、一五〇の八、一五四の三から一五四の八まで、一五五の三から一五五の五まで及びこれらと一体をなす国有地
大字 布袋 字 野々元	赤子田字北土居一五一の三、一五一の六から一五一の一〇まで、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字細田の全域並びに赤子田字野々元二〇三から二二二まで、二二三の一、二二三の三から二二三の五まで、二二四の四、二二五の一から二二五の三まで、二二七から二二九

	<p>まで、二三〇の二から二三〇の三まで、二三一の二から二三一の四まで、二三一の六から二三一の八まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字布袋 字 地 堂</p>	<p>赤子田字地堂二三二から三四四まで、二三五の二、二三三の二、二三六、二三七の二、二三七の二、二三八の二、二三八の二、二三九の二、二三九の二、二三九の四及び二三九の五並びに大字布袋字大尾鼻二九〇の二、二九一の三、二九二、二九三の二、二九三の二、二九四の二及び二九四の二</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年七月二十九日現在の地番による。）</p>
<p>大字布袋 字 西 浦</p>	<p>大字布袋字大尾鼻のうち二九〇の二、二九一の三、二九二、二九三の二、二九三の二、二九四の二及び二九四の二以外の区域並びに赤子田字地堂二四〇の二</p>
<p>大字布袋 字 東 屋 敷</p>	<p>大字布袋字西浦の全域、赤子田字野々元二二四の二、二一六の二、二二六の三、二二六の四、二二六の六から二二六の二〇まで、二三一の五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに赤子田字地堂二三九の三、二三九の六、二三九の七及び二四〇の二から二四〇の九まで</p>
<p>大字布袋 字 堂 光 寺</p>	<p>元二二四の五、二二四の六、二二四の八、二二六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>廃止する 字の名称</p>	<p>赤子田字二反田、赤子田字井後、赤子田字北土居、赤子田字屋敷田、赤子田字細田、赤子田字野々元及び赤子田字地堂</p>
<p>鳥取県告示第九百三十六号</p> <p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。</p> <p>昭和五十五年十月二十四日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	

石原孝之	堀立明	杉原整	小村文明	吉田明子	竹本美子	國富公人	松林実	加藤明孝	渡部信之	森江伸二	氏名
鳥医第二、五四一號	鳥医第二、五四〇號	鳥医第二、五三九號	鳥医第二、五三八號	鳥齒第四〇一號	鳥齒第四〇〇號	鳥医第二、五三七號	鳥医第二、五三六號	鳥医第二、五三五號	鳥医第二、五三四號	鳥齒第三九九號	登録の記号及び番号
"	"	"	昭和五十五年九月二十五日	"	"	"	"	"	昭和五十五年九月十八日	昭和五十五年九月十七日	登録の年月日

鳥取県告示第九百三十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福島小児科医院	米子市上福原一四六三	昭和五十五年十月十四日

鳥取県告示第九百三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十五年九月三十日	中 嶋 医 院	米子市道笑町二丁目九七番地

鳥取県告示第九百三十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

山形県村山町及び西庄山郡の区域

栄養成分に関する検査

製造事業場等の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果							備考							
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		消化率	D	C	P	T	D	N
広島市 船入糧工業株式会社 社広島工場	西伯郡中山町田中163-3	イリフネ印配合飼料	55.8	15.9	3.0	3.9	4.6	0.85	0.68									
丸亀市 船入糧工業株式会社 丸亀工場	船入飼料株式会社 社丸取流通センター	イリフネ印配合飼料	55.8	18.2	2.2	3.7	4.9	0.72	0.50									
福岡市 福岡工業株式会社 社福岡工場	米子市ニ本木協同組合飼料中継基地	イリフネ印用飼料	55.8	13.3	1.6	7.8	15.8	3.62	0.84									
神戸市 全国酪農協同組合連合会関西飼料工場	米子市上福原658番地 鳥取県酪農協同組合連合会	①全酪2号ペット	55.8	17.0	2.8	4.8	6.7	0.97	0.64									
		②ゴールトカーヌスター	55.9	18.6	2.9	5.2	6.7	0.95	0.75									
		③幼牛育成用	55.8	17.6	2.8	4.6	6.3	0.85	0.79									

神戸市 全国酪農協同 組合連合会関西 飼料工場 加古川市 明加飼糧株式 会社加古川工場	米子市上福原658 番地 鳥取県酪農農業 協同組合連合会	ニューラフピーフ後期 大山号 乳牛配合飼料 大山号搾乳用	55.8	12.4	2.6	4.3	4.3	0.59	0.51											
			55.8	17.6	2.6	5.0	6.6	0.95	0.63											
			55.8	19.2	3.0	5.8	7.2	1.08	0.68											

- 注 1. 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄中、栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第九百四十一号

昭和五十五年九月二十四日付けで東伯郡北条町大字土下一二番地山崎昇ほか二十二人の者から申請のあつた江北地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

昭和55年7月26日及び同年9月7日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年10月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
岩城 実夫 井口 学徳 西村 高德 佐々木俊一 野村 誠

黒岩 則彰	北邑 謙	福島 勉	高司 貞広	谷口 正幸	香田 春樹	前田 啓成	加藤 之隆	勝部 昭夫	中尾 徳義
岡本 哲彦	吉田 邦男	前田 和彦	寺口 仁志	和田 中嶋	春樹	啓成	之隆	昭夫	徳義
君野 敬介	興村 厚志	延哉 和敏	前田 隆昌	中嶋 昌通	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
中河 登喜夫	井戸 垣章夫	和宏 正敏	村中 隆昌	高木 道夫	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
柴崎 修治	竹内 清晴	和宏 正敏	小林 隆昌	順一 喜昭	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
河村 吉明	田中 辰巳	和宏 正敏	村中 隆昌	喜昭 一昭	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
吉田 忍明	河本 英達	和宏 正敏	中興 隆昌	池谷 秀道	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
山口 修二	細谷 山形おおひ	和宏 正敏	中興 隆昌	中江 史章	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
田中 賢治	山下 正美	和宏 正敏	村中 隆昌	湯田 良均	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
藤原 賢治	森下 公彦	和宏 正敏	中興 隆昌	増田 亀原	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
浪花 輝美	吉田 勝英	和宏 正敏	中興 隆昌	石田 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
蔵本 晴美	後藤 文男	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
駒場 敏均	竹谷 逸子	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
浦木 敏明	中曾 博文	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
川島 正壽	松原 博文	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
国政 浩司	大北 健一	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
田中 由紀雄	大岩 勝彦	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
小南 一之	中尾 稔	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
倉西 賢一	圓月 港	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
平林 一雄	日置 周作	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
安田 良	大西 俊彦	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
横山 治郎	渡辺 秀志	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
阿部 満	長谷川和美	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義
稲富 充敏	角 晴夫	和宏 正敏	中興 隆昌	朝川 幸形	前田	啓成	之隆	昭夫	徳義

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

豊城株式会社 東京 二丁目

取 扱 所

【定例一節一箇月十日(採料安全日)】